




SSKS 療育ねっとわーく川崎

2016年10月20日発行
No.192 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり

みんなの伝言板

ご感想は e-mail : kouhou @ rond. jp までどうぞ
☆編集メンバー 遠藤・佐藤・谷・七瀬・前田・和田

ウェルフェス2016

2016年12月3日(土)
10:00~15:00
雨天決行

ロンドまつりは、今年から、「ウェルフェス」に生まれ変わりました。ロンド内外の人が集う地域連携型のイベントです。共同参加する近隣の作業所のみなさんとも一緒に、1年の締めくくりを楽しく過ごしませんか。



クリスマスだ!!
みんながあげ
和太鼓コンサート

2016年12月24日(土)
〈場所〉川崎市多摩市民館 大ホール 開場 14:30 / 開演 15:00
〈チケット〉全席指定席 大人 999円 / 小・中・高・障がい者 500円 (幼児で座席使用の場合は300円)
〈お問合せ・申し込み〉 横浜 : 090-7712-5060 山本 : 090-3206-0283 FAX : 042-729-7879 e-mail : info@ohana-group.com
〈主催〉みんながやけ実行委員会
〈出演〉 演時得・ひまわり組(川崎市)、青つ鼓(中野)、どんどこ(瀬谷市)、はねつ鼓(津田市)、せりり(町田市)
〈後援〉川崎市、川崎市教育委員会



こんなときどうするの？

Q 今年20歳になりました。障害年金の申し込みを始めて半年以上経ちますが、まだ手続きが終わりません。そこで障害年金の種類や申し込み方法について、あらためて教えてください。初受診した病院には10年以上かかっておらずカルテがないため、現在の病院に申請書を書いてもらいたいのですが、現病院先に紹介されたときの紹介状も添付してほしいといわれました。

① 疾病にかかり、または負傷しその初診日が20歳未満であった者が障害認定日以降に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳以降のときはその障害認定日において、国が定める障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、20歳前障害基礎年金が支給されます。

* 障害認定日原則 初診日から1年6ヶ月の時点もしくは、1年6ヶ月以内に症状が固定した場合はその日。

② 請求は、年金請求書(住所地の市区町村役場、または年金事務所)に置いてあります(必要事項を記入し、必要な添付書類を添えて住所の市区町村役場窓口へ提出します)。

* 必要な添付書類は、市区町村役場または年金事務所へ年金請求書を受けとるときに確認してください。

③ 障害基礎年金は、国民年金の加



ひろがれ そうぞうりよく 「いろえんぴつプロジェクト」はじまります!

現在、自殺や虐待に追いつめられる子どもの数は増え続け、さらに6人に1人の子どもが貧困家庭に育ち、食べる事もままならない、という社会の現状があります。経済格差はそのまま学力格差を生み、さらに子どもたちの感受性を育む環境も奪って行き、「想像力」というエネルギーをも失わせます。

2005年より川崎を拠点にコミュニティアート活動を展開して来た「コスモスペース」は、2016年の今、皆が自分の色で、思い思いの未来を描けるよう願いをこめて「いろえんぴつプロジェクト」をスタートします。一人ひとりが想像力を広げ遊ばせることのできる、豊かな時間と空間作りを始めます。ここでは誰もが参加できるよう、どんなプログラムも参加費無料で開催されます。

その第1弾は、2017年2月11日に、中原区今井小学校体育館で上演される演劇公演「グレイッシュとモモ」です。

「いろえんぴつプロジェクト」の企画事業はコミュニティアート活動を行う「コスモスペース」が制作運営にあたり、プロジェクトにかかる制作費用は、コスモスペースが企画製作販売を行う、Tシャツ等のクリエイティブ商品の売上が資金となります。

「いろえんぴつプロジェクト」へのお問合せは、コスモスペース(代表/堤)まで。
E-mail : cosmospace@y8.dion.ne.jp Fax : 044-934-8902

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンターロンド
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費一口 2000円

発行所 郵便番号一五七〇〇七三 世田谷区砧六二六二一
特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会 定価一〇〇円

今月号の目次

- 1 こんなどきどうするの.....
- 2 津久井やまゆり事件について考.....
- 3 える.....
- 4 私の人生活色.....
- 5 ボランティア交流会.....
- 6 みんなの伝言板.....

入中に初診日があり一定の保険料納付要件を満たしている場合、障害認定日の障害の程度に応じて1級、2級があります。障害基礎年金の額は、平成28年4月現在、1級は78万1000円×1.25、2級は78万1000円。それぞれ、一定の子供がいる場合は子の加算があります。

20歳前の障害基礎年金は、初診日が20歳前で国民年金未加入中ですが、例外として認められ、保険料納付要件はありません。

障害厚生年金は、厚生年金保険に加入中に初診日があり、障害認定日に障害等級表で定める障害の状態に該当し、一定の保険料納付要件を

満たしている場合、1級から3級までの障害厚生年金が支給されます。1級および2級の障害厚生年金は、障害基礎年金が併給されます。

障害厚生年金の額は、「平均標準報酬月額」や、「平均標準報酬額」等が入った計算式により算出されますが、複雑ですので年金事務所の年金相談等で説明を受けてください。

④ 年金の決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、地方厚生局内に設置されている「社会保険審査官」に審査請求できます。審査官の審査は、関東信越厚生局(さいたま市)です。審査請求の決定に対してさらに不服がある場合は、決定起算して2ヶ月以内に「社会保険審査会」(厚生労働省内)に再審査請求することができます。

さらに、再審査請求の決定に不服がある場合は、裁判所に決定の取消しの訴えを起すことができます。

(本誌3・4・5・6面は会員のみに郵送)



8名の当事者の方が、語ってくださいました中、ここでは、立石さんの発言をご紹介します。

「やまゆり園」での連続殺傷事件の第一報をニュースで知り、まず思ったのは、「むごすぎる」ということでした。そして、そのすぐ後に心が広がったのは、その程度のことしか考えられない自分への歯がゆさでした。あの複雑な事件を月並みな

だねるしかない。障害者の人権の自立だのはあくまでも健常者側の余裕にもとづいてつくられたかりそめの概念であって、ほんの一握りの、あるいはたった一人の差別主義者によってそれはあつてなく崩れ去ってしまうものなのかもしれない。決して認めたくはないけれど、事件を知った後の僕にとつてはそれが一番納得できる現実だったのです。

優生思想の是非について
ここではあえて触れませんが

が、僕が何よりも恐れているのは、第二、第三の植松容疑者の存在です。植松容疑者の場合、「やまゆり園」での大量殺害という凶行に及んだがために思想が極端なたちで露見しましたが、社会にはきつと、彼よりもはるかに意志伝達能力が高く、もっと巧妙なたちで優生思想を社会の中枢にのしこめることのできる人間がいるはず。そうした人たちに対して、障害者ほどのような武器を持って対抗できるのか、そのことを突き詰めて考え始めると、僕には、不安と恐怖しか残りません。事件の再発防止策として、政府は



介護施設のセキュリティの徹底を掲げているようですが、そのような対策ははつきり言っているはずけれど、僕は考えています。再発を防ぐためにまず先に取り組むべきは、社会からなぜ優生思想が消えないのか、障害者への偏見がなぜなくなるのかを根本から問い直すことです。そのプロセスのなかで、精神病患者の措置入院のあり方も今一度考え直されることになるでしょう。

やまゆり園事件の悲劇を二度と繰り返さないためにはどうすべきなのか。これからもずっと、僕は考えつづけます。

◆ ◆ ◆
川崎市重症心身障害児・者を守る会 谷口さんから
植松容疑者が発した言葉がただ言葉として世の中に漂流しているように思えてこわいです。

私たちは、これらの言葉などを打ち消すような強いメッセージを発していく方法を考える事ができないのか。今日は、当事者と一緒に話をすることができて良かったです。続けていきたいですね。

神奈川県は、「津久井やまゆり園」のような事件が二度と起こらぬよう「ともに生きる社会かながわ憲章」を作成し、10月14日の県議会で可決し制定されました。ただ、障害者団体の方からは、当事者の声をもっと反映したものにしたいという意見も出ています。みなさんは、この憲章をどう受け止められるでしょうか。

ともに生きる社会かながわ憲章～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたことと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。私たちは、これまで「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 私たちは、あなたか心をもち、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日
かながわけん 神奈川県

津久井やまゆり事件について考える～当事者家族のおもい～

療育ねつとわく川崎では、やまゆり事件が起こった後、地域活動センターGDPC川崎や療育ねるほで、この問題に向き合い、語り合ってきました。10月29日、障がい当事者と職員60名が集まって、やまゆり園事件を考える会を開きました。

やまゆり園事件についての障害者のバラエティ番組を見た後、8名の当事者と川崎市重症心身障害児（者）を守る会の谷口さんのお話を聞き話し合いました。

はじめに

2016年7月26日未明、相模原市の知的障害者入所施設「津久井やまゆり園」で、重度障がい者19人が殺害され、27人が負傷するという事件がおきた。あれからもう3ヶ月が過ぎてしまった。

痛ましく、限りなく悲しい事件、呆然と立ちすくむばかりの日々でした。この事件にたいするとらえ方、感じ方、考え方それぞれであつていいと思うのです。しかし、何かどこかに引っかかっているものがあるませんか。

こんなとき、私たちがよりどころとするのは、まず、当事者、家族の方々の声に耳を傾けることなのではないかと気づいたのです。そんな想いに地域活動センター「GDPCかわさき」のみなさんが応えてくださいました。この事件に関して、自分の想いを語ることは実はとてもつらい作業であると思像しています。それはある意味、自らを「問う」ことであるからです。

テーブルを囲みましょう！みなさんの想いをまずは受け止めましょう！そしてみんな一緒に考えましょう！